令和８年度版
（R8.11.5 改訂）

社会福祉法人　北九州市社会福祉協議会

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業のご案内

この貸付事業は、国及び北九州市の補助を受けて、北九州市社会福祉協議会（以下「市社協」）が実施する公的な貸付制度です。

児童扶養手当受給等のひとり親に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付け、就労又は稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などにつなげ、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

北九州市立母子・父子福祉センターが実施する自立支援プログラムの策定を受けている方が対象です。

（１）　貸付対象者

住宅支援資金の貸付けを受けることができる方は、次に掲げる要件を全て満たす方です。

① 北九州市内に住所を有するひとり親家庭の親であること。

② 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又は同等の所得水準にあること。
※所得水準を超えた場合であっても、１年以内の方については対象となります。

③ 北九州市立母子・父子福祉センターによる母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいること。

（２）　貸付資金（住宅支援資金）の内容

資金種類	貸付対象者	資金使途	貸付額
住宅支援資金	北九州市立母子・父子福祉センターで自立支援プログラムの策定を受けている方	住居の借り上げ費用	月額 70,000 円以内（12 月・84 万円以内）

（３）　貸付利率

貸付利子は無利子です。

（４）　貸付資金の借入れ申請について

《申請に必要な書類》※この他にも書類の提出を求める場合があります。

① 貸付申請書（様式第１－１号）

② 訓練促進資金の貸付けに伴う個人情報の取扱同意書（様式第２－２号）

③ 世帯全員の記載のある住民票（本籍地の記載あり、マイナンバーの記載なし、３ヶ月以内に発行されたもの）

④ 母子・父子自立支援プログラム策定証明書

⑤ 児童扶養手当受給者証の写し

⑥ 家賃の支払い額・支払先が確認できる書類の写し（家賃契約書、支払帳など）

⑦ 預金口座通帳の写し

⑧ 本人確認書類の写し

⑨ 印鑑（実印）

《申請に当たっての注意事項》

○ 貸付を希望される方は、（８）のお申し込み先にて、申請手続きを行ってください。（郵送不可）
○ 審査によって貸付が不承認となることがあります。
○ 資金交付後、申請に不正や誤りが認められたり、借入れ目的に反する資金使用が確認された場合は借受人に対して、返還債務の全部又は一部の額について、返還請求する場合があります。

（５） 借入れのご相談（申請）から資金交付（送金）、その他の手続きについて

住宅支援資金貸付けの相談

○ 住宅支援資金の貸付のご案内や相談、申込みの手順等のご説明をいたします。

①申請書類の提出（申請者）

○ 貸付希望者は、市社協に貸付申込書及び必要書類を提出します。（郵送不可）
※ 北九州市の住宅確保給付金の受給状況等について、貸付窓口となる市社協との間で情報共有いたします。
※ 母子・父子自立支援プログラム策定後に貸付申請が可能となります。

②審査 貸付決定（市社協）

○ 市社協において貸付の可否について審査を行います。
※ 審査中に追加の書類の提出等のお願いをする場合があります。
※ 審査の結果により、貸付できない場合があります。
※ 貸付の可否については申請者に郵送で通知します。
※ 申請者には、借用証書等も併せて郵送します。

③借用証書の提出（申請者）

○ 借用証書に借受人が署名、捺印（実印）のうえ、必要書類を添えて市社協に提出します。
※ 誓約書、印鑑登録証明書（借受人）、振込口座申請書、通帳のコピーの添付が必要です。
※ 借用証書には、印紙税法による収入印紙の貼付が必要です。

④貸付資金の交付（市社協）

○ 市社協で借用証書を受理後、書類に不備がなければ、４半期ごと（４月、７月、１０月、１月）に貸付資金を申請者が指定した口座に送金します。
※貸付期間の最終月が４半期の中途となる場合は、最後の送金は最終月の翌月末となります。

⑤受領書（申請者）

○ 借受人は、４半期ごとの貸付資金の送金を確認後、受領書を市社協に提出します。

転居,氏名変更 勤務先決定,転職等の場合

○ 北九州市社会福祉協議会　生活福祉資金相談コーナーまで、ご連絡ください。
電　話　　093-882-4405

返還免除

○ 就業していない方が貸付けの決定があった日から１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業を継続したとき。

（6）　償還（返還）について

《返還期間等》

資金種類	返還期間	備考
住宅支援資金	返還理由が生じた月の翌月から５年以内	※借受者が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、事由が継続している期間は、申請により返還を猶予できる場合があります。

① 返還は、市社協が指定する口座へ入金（金融機関備え付けの振込用紙を使用。振込の手数料は借受人が負担）してください。口座振替は利用できません。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない場合を除き、その事由が生じた月の翌月から返還期間に入ります。いずれの資金も返還期間を過ぎても返還が完了しない場合は、残元金に対して、延滞利子（年利３％）が発生します。

③ 本資金の返還にあたっては、市社協が相談にあたります。返還期間中に、病気や失業等により、計画どおりの返還が難しくなった場合には、必ず、市社協にご相談ください。

④ 何のご連絡もなく、一定期間を超えて滞納された場合は、借受人に「督促状」を発行するなど、必要に応じ、訪問や面接の実施などの対応をします。悪質と判断される場合は法的措置をとる場合もあります。

（7）　返還免除について

次のいずれかに該当する場合、貸付を受けた住宅支援資金の返還の債務を免除します。

① 上記①の就業していない方が住宅支援資金による貸付けの決定があった日から１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業を継続したとき。
※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす（※届出及び申請が必要な場合があります）。ただし、当該就業期間には参入しない。

② 上記①の就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続できなくなったとき。

③ 上記①の要件に満たない場合でも、やむを得ない事由により就業を継続できなかった場合に、申請により返還債務額を免除できる場合があります。

④ 転居、転職、退職など状況に変化があった場合は、必ず市社協にご連絡ください。

⑤ 償還（返還）免除が決定した場合にも、借用証書はお返ししません。また、免除された金額は原則として一時所得扱いとなりますので、各自ご確認のうえ、確定申告等の必要な手続きを行ってください。

（８）　お問い合わせ・お申し込み先

お問い合わせ・お申し込み先

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会
〒８０４－００６７
北九州市戸畑区汐井町１－６　ウェルとばた８Ｆ
電　話　０９３－８８２－４４０５（生活福祉資金相談コーナー）
　　０９３－８７３－１２９６（自立支援課）
ＦＡＸ　０９３－８７１－４５８５

受付時間：　月曜日～金曜日　９時～１６時３０分
　　（土日祝日、年末年始を除く）

自立支援プログラム策定のお問い合わせ先

北九州市立母子・父子福祉センター
〒８０４－００６７
北九州市戸畑区汐井町１－６　ウェルとばた４Ｆ
電　話　０９３－８８４－１８１２
ＦＡＸ　０９３－８７１－３２２６